

よるす相談室

⑧一般社団法人制度

スターライト 法務相談
司法書士 星野大記

1 社団と財団の設立 手続きが簡易に

平成20年12月1日に「公益法人
関連3法」が施行されることによ
り、前回ご紹介した「中間法人制
度」は廃止され「一般社団法人」
へ移行されると説明しました。
今回は、新しくスタートする社
団法人・財団法人の制度について
解説します。

2 公益法人に ステップアップ可能

新制度の社団・財団には、さら
に次のステップがあります。それ
は、「公益社団法人・公益財団法人
（公益法人）」です。一般法人は、
準則主義で登記申請すれば設立す

3 一般法人の特徴

① 一般社団法人

- ・社員2名以上によって登記
により設立できる
- ・目的は、自由
- ・設立時の法人財産は不要

4 中間法人は一般 社団法人に移行

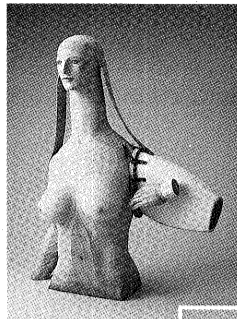
全ての中間法人は、新法人制度
が施行されると、一般社団法人に
移行されることになります。有限
責任中間法人は、施行日において

法律上の手続きに則りさえすれば
人を設立できる「準則主義」を採
用しており、設立手続きが非常に
簡易になりました。
この準則主義で設立できる法人
を「一般社団法人・一般財団法人
（一般法人）」といいます。この法
人は、非営利団体（剰余金の分配
をしない）であり、その目的は、
必ずしも「公益」である必要はなく、
「私益」でも「共益（法人の構成メ
ンバーのための利益）」でもよい
とされています。

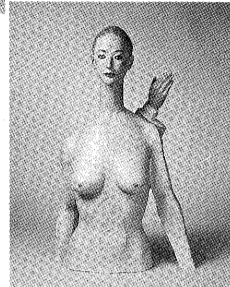
公益法人の主な特徴としては、
寄附金の優遇措置などが適用され
ることが挙げられますが、なによ
りも、「公益法人」という社会的な
信頼を得られることが最大のメリ
ットだといえるでしょう。なお、
公益性の認定は、内閣府に設置す
る第三者機関（公益認定等委員会
または合議制の機関）が行うこと
になります。

5 今後の課題

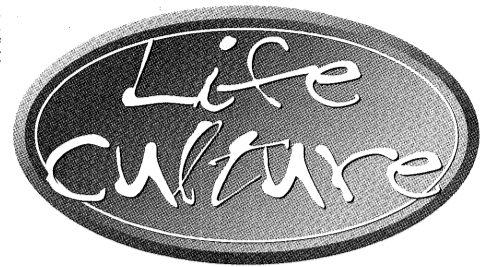
新しい一般法人制度は、設立が
非常に簡便となり、多岐の分野に
おいて、採用されていくことが予
想されます。
もっともその利便さゆえに、非
社会的活動団体等に悪用されるリ
スクも孕んでいます。監督官庁も
無くなる中、法人活動の適正をい
かに実現してゆくかが今後の課題
となるものと思われます。



舟越桂
《遠い手のスフィンクス》
2006年 楠に彩色、革
大理石、鉄
高橋コレクション
撮影：内田芳孝 写真提供：
西村画廊



舟越桂
《言葉をつかむ手》
2004年 楠に彩色、
大理石
作家蔵
撮影：岩根悠樹
写真提供：西村画廊



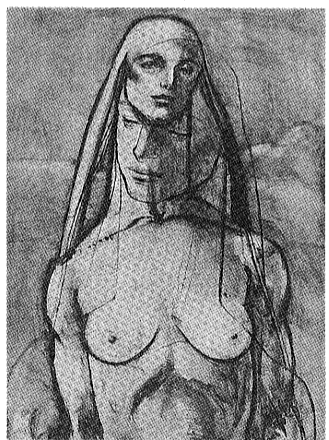
舟越桂 夏の邸宅

アール・デコ空間と 彫刻、ドローイング、版画

が使われることも多く、
あまり美術に関心のない
人でもどこかで見た
ことがあるだろう。
近年は、両性具有の
謎めいたスフィンクス
のシリーズを手がけ、
新たな表現領域を切り

各時期から厳選した珠
玉の作品に加え、新作
を含むスフィンクス・
シリーズの果敢な挑戦
をまとめて紹介すると
ともに、それぞれの領
域に等しく光を当て、
舟越桂の全体像に迫っ

なる個性豊かな部屋と、
そこに置かれた舟越の
彫刻、ドローイング、
版画が妖しく絡み合い、
美術館という空間を魔
術的な驚きにみちた
「夏の邸宅」へと変貌さ
せている。



舟越桂
《砂漠で見る夢》
2005年
エッチング

木彫人物像によって
1980年代から一貫
して日本の現代彫刻を
リードしてきた舟越桂
（1951年）。天童
荒太『永遠の仔』、五木
寛之『人間の関係』な
ど、書籍の装丁に作品

開きつつある。また、
彫刻と同じくドローイ
ングや版画も重要な創
造の領域と考え、ひと
つの世界を構成してい
る。
本展は初期から20
00年代前半までの、
一般の美術館とは異

もうひとつの見ど
ろは、アール・デコの
装飾に彩られた庭園美
術館の空間と舟越桂の
作品とのコラボレーシ
ョン。
一般の美術館とは異

舟越桂 夏の邸宅

アール・デコ空間と彫刻、ドローイング、版画
東京都庭園美術館
会期：9月23日まで ※9月10日休館
開館時間：10:00~18:00 ※8月31日までは20時
まで開館（入館は閉館の30分前まで）
料金：一般1000円、大学・専門学校生800円、
小・中・高校生・65歳以上500円
●ドレスコード割引：舟越桂の作品が木彫である
ことにちなんで、木で作られたもの（アクセサリ
ーやハンドバッグの持ち手、サンダルなど）を身
に付けてご来館された方は、団体料金でご入場い
ただけます（割引の併用は不可）。
問合せ：03-3443-0201
URL [http://www.teien-art-museum.ne.jp/
index.html](http://www.teien-art-museum.ne.jp/index.html)



NEWS TOKYO 定期購読のお願い

NEWS TOKYOでは定期購読のご契約をお願いしております。
下記項目にご記載の上、メール又はFaxにてお申込下さい。



購読料 1,800円 + 送料 960円 (国内一律)
合計 2,760円 (12号分・税込み)

お申込みは
こちらまで

Fax 03-5155-9217
E-mail info@newstokyo.jp

お問合せは Tel 03-5155-9215 (代) まで
振込先 三菱東京UFJ銀行江戸川橋支店 普通1218642 都政新聞株式会社

お名前 _____ 〒 _____

ご住所 _____

お届け先 ご自宅 お勤め先 その他 () _____

Tel () _____ Fax () _____

E-mail _____

2008年 月発行号から12号を申し込みます。 印

・お届けはクロネコメール便となります。
・お客様の都合による途中解約の場合、返金は出来ませんので予めご了承ください。